

山口県文書館における旧市町村役場文書の追跡調査について

吉田真夫

はじめに

山口県文書館は、開館以来、市町に残る歴史的公文書の適切な保存がなされるよう、県内市町の関係各機関と連携してきた⁽¹⁾。とりわけ近年は、平成二十二年から当館が主催して行っている「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」で、毎年一回、県内市町の文書管理主管課や文化財保護主管課等の職員を対象に、研修や事例報告、協議を行い、情報交換や課題の共有をはかっている⁽²⁾。またこれとは別に、いわゆる「平成の大合併」に際しては、平成十六年度から十八年度、「市町村役場文書保存支援事業」に基づき、おおむね昭和二十八年に施行された「町村合併促進法」によって誕生した市町村より前に存在した市町村の文書を「旧市町村役場文書」、その後か

ら「平成の大合併」までの市町村役場文書を「前市町村役場文書」と仮称し、その保存管理状況の調査を行った⁽³⁾。

特に「旧市町村役場文書」については、歴史的に重要な資料としての性格も帯びていることから、文書保存場所の意向を聴取しつつ、可能な限り当館で目録を作成した（以下、この時の一連の調査を「前回調査」という）。

「前回調査」から約一五年が経過した今年度、その後の状況を確認するために追跡調査を実施した。これより先、平成二十九年には文書の保存場所について、移転や建て替えがあつた場所を中心に調査を実施したことがあつた⁽⁴⁾。今年度の調査は、この時の調査に続くものであり、平成二十九年度は約四〇ヶ所、今年度は約一〇〇ヶ所を調査した（三月末までの予定を含む）。基本的には平成二十九年度の調査地は除外しているが、この間に文書の保

存場所等の異動があった場所については今年度も調査を行った。

以下、実際に保存場所を訪問し、「前回調査」と比較して見受けられた現況と課題を報告する。

一 調査結果概況

（一）変化がなかった場所

もつとも多かったのは、「前回調査」と大きな変化がないところである。約一五年間「そのまま」が良いか悪いかは評価の分かれるところかもしれないが、まずは保存されていたことを評価したい。文書は書庫・倉庫に保存されているケースが多いが、今回訪問した場所では、この期間に甚だしく文書が劣化してはいなかった。庁舎執務室に隣接していたり、庁舎内にあったりするこれらのスペースは、毎日ではないにしても人の出入りがあることが、庫内の対流や換気、状況変化の観察に一役買っているのかもしれない。

また、執務室から離れた建物に保存されている文書にも、大きな変化が生じているところはなかった。これら

の場所は「前回調査」時にも劣悪な保存環境ではなかったことから、文書の劣化に繋がらなかったと考えられる。理想的ではないかもしれないが、一定度の安定が保たれたのかもしれない。

これらの場所で、目録との突合作業を行ったところ、ほぼ欠失はなかった。中には「前回調査」時に文書の並び順に従って作った目録と現在の並び順がまったく変わらない場所もあった。「前回調査」後、手が入らなかった可能性もあるが、その結果、「ひとまず」保存が維持されたといえる。

（二）新たに保存措置を講じた場所

「前回調査」後、独自に保存措置を講じていた場所も多数あった。

「前回調査」時に文書の確実な保存に向けてアドバイスしたことは、段ボール箱などへの収納と、目録作成であった。段ボール箱などへの収納は、埃・落下菌などの付着防止や外光の遮断によって文書の劣化を抑えることができる。また、目録作成は、どのような文書が存在す

るかを目でわかるようにできる。ただし、「目録」と言っても、簿冊のタイトル・作成年代・作成者程度の簡単な項目を立てるにとどめた。これであれば、全てとは言わないが、「くずし字」が読めなくても、また目録作成の経験がなくても、簿冊の表紙または背表紙などを見ることで作成可能であろう。こうしてできた目録のコピーなどを収納箱の上面や側面に貼付すれば、わざわざ蓋などを開けることなく箱に収納されている文書を理解することがができる。また、これとあわせて、年に一回から二回の換気や、市販の防虫剤などを設置することも勧め、保存場所でもあまり負担にならない保存方法も伝えてきた。

今回の調査では、当館のこうしたアドバイスを参照し、この一五年の間に、新たに文書を箱に収納したり、目録を作成したりしているところがあった。文書を置く書棚に棚番号を設けるところもあり、目録の備考欄には文書（または文書が納められる箱）が置かれている棚番号を示す工夫を行っている場所もあった。さらに一歩進めて、防虫剤や防湿剤を設置しているケースもあり、それぞれの保存場所のできる限りの保存措置を講じていることを感じた。また、箱の側面に「禁無断廃棄」などの文字を

印刷した紙を貼り、安易な廃棄を戒めている場所もあった。

またわずかな例であるが、今回の調査対象文書を資料館等に移管し、保存措置を講じたところも見られた。

(三) 廃棄した場所

「昭和の大合併」やその後の庁舎の建て替え等により、文書が大量に廃棄された例があり、「平成の大合併」時にはその時の反省を生かし、「前回調査」を実施するにあたっては、残された文書を適切に保存していくことの重要性を訴えた。

しかし今回の調査でも数ヶ所において文書の廃棄事例が見られた。理由の大半は文書の保存場所である庁舎の移転や改築に伴って保存文書を移動させるにあたり、「身軽」になろうとして文書を廃棄したものであった。移転の喧噪や移転期日が切迫する中で、箱に収納されていたものの中を確認することなく廃棄した、いわゆる誤廃棄の事例もあった。このほか、「保存年限を経過した不要文書」として廃棄したり、書庫や倉庫のスペース確保を理

由に廃棄したりしたケースもあった。

また、文書を保存していた場所が老朽化したために、そこにあつた文書が汚損・劣化し、廃棄せざるを得なかつたと考えられる事例もあつた。大量の文書を保存するためには比較的大きな建物が必要であるが、それらの多くは日頃使用している庁舎から離れた場所に設けられる傾向にある。それでも日常業務等で使用頻度が高ければよいのだが、残念ながらこうした場合に移される文書はそれとは反対で、人の目が届きにくくなる。そのため状況の変化に疎くなつてしまい、気付いた時には、再生が不可能なほどに文書の汚損・劣化が進み、廃棄するしか道はなかつたようである。

二 課題

（一）廃棄について

ここからは、今回の調査を通して気付いた課題を列記したい。まずは何と言つても文書を廃棄してしまつたケースに触れる必要がある。

先述のとおり「前回調査」は、「昭和の大合併」とその

後の状況の反省から、当時残されていた「旧市町村役場文書」を調査し、適切に管理・継承するための支援が目的のひとつであつた。

しかし、それからわずか一五年程度の間数ヶ所の保存場所で大規模事例が発生してしまつた。誠に残念である。

文書廃棄を行ったところのほとんどは、庁舎の移転・改築があつたところである。その理由を尋ねると、旧庁舎よりも文書を保管するエリアが狭くなることから、文書廃棄の必要に迫られたとの回答が返ってくる。それ故、こうした場所での廃棄は、「旧市町村役場文書」、「前市町村役場文書」の区別なく、永年保存文書か保存年限未満の文書、あるいは保存年限に到達しても現在の業務に必要な文書と考えられるものを除いて、適切な選別を経ることなく廃棄されるケースが多い。昭和戦後から平成期の文書が壊滅的に失われてしまつたところも出てきていることは大きな問題と指摘しなければならぬ。

「旧市町村役場文書」に限つたことに話題を戻すと、これら文書の多くは当館などが目録を作成し、どのような文書が残されているかリスト化されていた。しかし、

時間の経過と共に担当者も代わり、そうした情報は共有・継承されずに文書が廃棄されてしまったようだ。文書主管課、保存場所、そして当館の三者間での継続的な情報交換を行っていく必要を強く感じた。

有する「旧市町村役場文書」の全体像の精度を上げたい。
きたい。

(二) 新出文書について

「前回調査」では、事前に各市町の文書主管課に対して、「旧市町村役場文書」の所在を伺い、当館職員が現地調査を行った。

しかし今回の調査で、新たに文書が発見される事例もいくつかあった。「前回調査」後、このタイミングで新たな文書を発見、場合によっては目録の作成に辿り着いたことはよかつたと思っている。こうした事態が発生したのは、現地においても「旧市町村役場文書」が現用として使用されなくなつて久しく、その存在も伝承されていないことが原因と考えられる。新たな文書の発見は、保

生が全国的に頻発する中で、なかなか難しいところではあるが、今までの保存措置でよいかは検討する時期に来ていると思う。

存場所である庁舎の移転を経験したところに多い傾向があり、庁舎全体の文書を確認・集積した結果であろう。今後、定期的な調査を行うことによつて、県内市町の所

後者は、文書保存場所において、目配りを十分行い、先述のように、甚大な汚損・劣化が発生し廃棄せざるを得なくなる事態が二度と起こらないよう、十分注意していかなければならない。

(四) 保存場所の人員削減について

山口県文書館における旧市町村役場文書の追跡調査について (吉田)

今回訪問したところ、「前回調査」と比して、支所・出張所において人員削減が進んでいるように感じた。とりわけ市町村合併に伴い総合支所・総合事務所となった場所(すなわち、前市町村時代には町村役場であった場所)

では顕著のように思えた。マンパワーの不足は、文書の管理状況の変化に気付くのが遅れ、文書の保存に対して後手になってしまわないか懸念される。行政の効率化の必要が求められる以上、人員削減はやむを得ない流れと
思う反面、文書の適切な管理という観点からは、非常に
厳しいものがある。この課題をどうクリアしていくかは、
今後、当館はもとより、市町の文書管理主管課や保存場
所とも連携して知恵を出し合っていかなければならない
と考える。

(五) 目録作成について

「前回調査」では、文書を保存する上で、目録作成を
推奨した。それに則り、当館も目録作成のために多くの
保存場所へ出向いた。今回の調査でも新たに見つかった
文書については、全てではないが、目録作成を行った。

さらに、「前回調査」で作成した目録を基に、今回の調査
で突合することによって、失われた文書の判明や、調査
漏れの文書を洗い出すことができた。

ところがその一方で、一部の「旧市町村役場文書」の
欠失事例が散見された。廃棄したもの以外では、目録作
成を行ったために文書の存在が明らかとなり、文書を必
要とする部署が文書を異動させてしまう事案である。例
えば、支所・出張所といった出先の文書を本庁が引き取
るようなケースである。もちろん、文書を引き取った部
署が元の場所へ返却したり、その後適切に保存したりし
ていけば何も問題がないのだが、残念ながらそうはいか
ず、その後の行方が判然としない事例があった。目録の
作成は伝存文書を明らかにする反面、それにより一部の
引き抜き事例が発生し、結果、時間の経過と共にその行
方が分からなくなるという課題を露呈した。「旧市町村役
場文書」が行政的に活用されることに異論はないが、適
切な管理が疎かになることについては強い懸念を禁じ得
ない。

おわりに

以上、「前回調査」以降、改めて「旧市町村役場文書」の保存場所の实地調査を行った結果窺えた現況と課題について述べてきた。最後にそれをまとめることでおわりに代えたい。

「旧市町村役場文書」を保存している大半の場所において、「前回調査」と変わらず比較的良好的な状況の下で文書は保存されていた。そのことをまずは評価したい。

一方で、もっとも避けたいと思っていた、文書が廃棄されてしまった現実も目の当たりにした。「旧市町村役場文書」は、もつとも新しいものでもすでに五〇年から六〇年を経過した文書であり、地域の歩みを明らかにする歴史的に重要な資料である。繰り返しになるが、書庫スペースの確保といった理由で安易に廃棄することはもちろん、誤廃棄もあつてはならないことである。まずは保存を第一に心がけてほしいことをあらためて強調したい。また文書を保存する庁舎の移転・改築が計画されているところもある。そうしたところには、「旧市町村役場文書」はもちろん、「前市町村役場文書」についても適切な保存をはかっていたいただきたいし、当館もその実現に向けてできるだけアドバイスしていきたい。

加えて、「旧市町村役場文書」が保存されているケースが多い、市役所・町役場、それらの支所・出張所などにおいては二四時間温湿度管理された書庫・収蔵庫がなかなか設置されていない中で、できる限りの保存措置、しかもそれは現地職員の余り負担にならない方法を思考し実践していく必要がある。そうした取り組みを実践しているところがある以上、他の場所でもさほど難しいことではないように思う。そうした措置をしていないところであつても、現段階では概ね保存状況は良好であつたが、近年の気候を考えると、今までの環境が持続する保証はない。今一度、現在の保存状況でよいかどうかを確認する必要があるのではなからうか。

以上で今回の調査の報告を終えたい。当館としては、今後とも市町と連携して、歴史資料として重要な「旧市町村役場文書」が適切に保存・管理されていくよう努めたい。⁽⁵⁾

註

55号に掲載予定である。

(1) 山口県内における市町村合併に伴う公文書の保存活動については、「市町村合併に伴う公文書保存要請について」経過報告―(『山口県地方史研究』第91号、平成十六年)を参照されたい。また、「平成の大合併」前、当館は年一回刊行する『文書館ニュース』において、文書の保存の重要性を訴えている(『文書館ニュース』第36号、第38号(平成十四年、十六年)を参照)。「前回調査」における「旧市町村役場文書」保存支援の取り組みについては、拙稿「山口

(3) 前掲註(1) 拙稿参照。前市町村役場文書においては、拙稿「山口県文書館における市町村合併に伴う公文書保存の支援活動について(その三)」―前市町村役場文書の保存支援―(『山口県文書館研究紀要』第34号、平成十九年)がある。なお、「旧市町村役場」文書は、「昭和の大合併」前の市町村の文書としているが、厳密には、昭和三十年に山口市に合併した大内町、昭和四十一年に徳山市に合併した都濃町の文書も含めている。

県文書館における市町村合併に伴う公文書保存の支援活動について―旧市町村役場文書所在調査の記録―(『山口県文書館研究紀要』第32号、平成十七年)、同「山口県文書館における市町村合併に伴う公文書保存の支援活動について(その二)」―旧市町村役場文書の調査と市町村の取り組みの紹介―(『山口県文書館研究紀要』第33号、平成十八年)を参照されたい。

(4) この時の調査は、「前回調査」の保存場所について、それ以降の移転や建て替えの実施の有無(予定場所を含む)を尋ねた上で実施した。その成果は、第九回「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」で報告した。

(5) 次のステップとしては、利活用が視野に入ってくる。直ちにそれが実行に移せる状況にはないが、「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」をはじめ、様々な機会を通じて模索していきたい。

(2) 「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」は、平成二十二年から当館が主催している会議である。その活動は、毎年当館が発行する『文書館ニュース』で報告している(No.45(平成二十三年)以降を参照)。今年度の活動はNo.